

補助金対象となる中小企業

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額、 または出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建築業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

【中小企業法 用語の解説】



○「会社」

会社法(平成17年法律第86号)の株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

○「資本金の額又は出資の総額」

資本金の額とは、株式会社における払込済資本の額を、出資の総額は、合名会社、合資会社又は合同会社の出資の総額をいう。

○「常時使用する従業員」

事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されているものをいう。

業務に従事している者であっても、①事業主や法人の役員(委任契約に基づく関係にある。)は含まれず、また、②臨時の従業員も含まれない。

「常時使用する従業員」とは-----

労働基準法第21条において「解雇の予告を必要としない者」として規定される次の4つのケースに該当する者以外の従業員を「常時使用する従業員」と考えることができる。

- ・日々雇いられる者(ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- ・2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、2ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- ・季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者(ただし、4ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った場合を除く。)
- ・試の使用期間中の者(ただし、14日を超えて引き続き試用されるに至った場合を除く。)□